

ICA協同組合原則案をめぐって

高 橋 五 郎（宮崎県／宮崎産業経営大学経営学部教授）

「協同組合のアイデンティティに関する声明」（案）（1995. 4）（以下「声明」）からは、ICA理事会の苦渋の色がうかがえる。一読して、「声明」の内容はけっして分かりやすいとはいえない専門的語彙と文脈とからできている、との印象を受ける。よほどの専門家でもなければ、一読してその意味・内容をとらえることは無理ではなかろうか。

いま世界の協同組合指導者にとって必要なことは、専門家が学会などの場で丸一日かけて議論しなければ分からぬようなものではなく、組合活動に苦心し、仲間作りに献身的な時間を割いている普通の組合員が「そうだ」と実感でき、「やはりそうなのか」と納得できる指針を示すことではなかろうか。その基準は、組合員が一読するだけ理解できる内容であるかどうかである。

もうひとつ、これは協同組合原則の性格・位置づけに関わることであるが、これだけ世界が多様化し、かつ経済的発展地域と遅れた地域とが明瞭に分かれている状況下で、ただ一つの協同組合原則を持つことが果たしてどれだけ意味を持つのか、という疑問である。言い換えれば、協同組合は、豊かな社会と貧しい社会とでは、その理念や活動内容が決定的に違うのであり、そうであるかぎり、一つの協同組合原則では不足するということである。異なった社会の実存を否定しないかぎり、文面は極度に抽象化せざるを得ない。抽象化された文面に対しては解釈論（語句翻訳の仕方をも含め）が先行するし、またそうすることが必要になる。

おそらく、ICA理事会は、このようなことを百も承知であったろう。しかし「声明」には、それが反映されていない。「苦渋の原則」案はこうして出来上がったと推察される。そして、世界的

に多様な協同組合について統一的な原則を作ろうとすれば、それも仕方がなかったことであろう。

また、「苦渋の原則」というゆえんはこうである。それは、一言いえば、失業、貧困、飢餓、民族紛争、環境破壊、エイズ（その他の新ウイルス病を含め）、テロといった世界を揺るがす21世紀的難題に対して、協同組合が何かをなすべきであるとの思い切った覚悟つまり協同組合が人類に栄光をもたらす21世紀を開くためのフロンティア精神の開拓者のひとりであるという認識のもとで協同組合原則をつくるのだという姿勢一をとり得なかつたにもかかわらず、協同組合のアイデンティティを主張しなければならなかつたという一種の矛盾の産物だということである。ロッヂデール公正開拓者協同組合に基礎をおく協同組合原則は、20世紀型のものである。しかし、それはまちがいなく20世紀の協同組合を開いた。

今日において協同組合は、それとはまったく異なる環境に位置していることを自覚することが必要である。筆者は、以上のような感想を持ちつつ「声明」を読んだ。

で、その「声明」をどう解釈するかである。まず素朴な疑問、「協同組合原則」とは何か、であるがそれを一言で表現すれば、筆者は市場経済社会における【協同組合の自己規制】だと思いたい。市場経済社会のなかで協同組合は独自の理念を主張し、いわば私的利優先型の企業と対抗し、市場経済のもとでの優位性を獲得しようと努める。しかし、つねに市場経済のもとでは、自らも、私的利優先させた企業になり得る危険性と隣り合わせに位置している。また、市場経済社会の競争原理を完全に否定したのでは、競争相手に勝つことはできない。勝とうとするあまり、時には、知らぬ間に、私的利優先型企業以外に、自らが

私の利益優先型の行動を取ってしまう危険性があるのである。我々は目を覆わんばかりの数々のその実態を、そこかしこに目撃していないだろうか。

さて「声明」は原則的に市場経済が支配する社会のもとでの協同組合の組織原則、行動原則、管理原則の指針を示したものと理解できる。ここで組織原則とは協同組合の企業としての形成化原理、行動原則とは協同組合の活動の理念と対象、管理原則とは企業としての経営のあり方、それぞれを意味する。

「声明」のうち「定義」の部分は協同組合の組織原理に属し、「価値」の部分は行動原則に属する。「原則」第1から第7は組織原則、行動原則、管理原則それぞれに分けられる。第1原則、第2原則、第5原則、第6原則は組織原則に属する。第7原則は行動原則に、第2原則の一部、第3原則、第4原則は管理原則に属する。

注目されるのは組織原則に属する第2原則の一部。

Co-operatives are democratic organizations controlled by their members who actively participate in setting their policies and making decisions.

(協同組合は政策の樹立とそれに積極的に参加する組合員が制御する民主的組織である)の箇所である。

ここでは、協同組合の重要な政策の形成と決定の両方の手続きが組合員の手で行われることを規定していると読める。つまり、決定だけでなくプロセスの重要性を含意しているのだと解されよう。専門の経営陣が作成し、総会で承認手続きを取り意思決定の形式は、運営面では効率的であるが組合員参加の実質を薄くする問題を持ち、こうした現状に警鐘を鳴らすものとして受け止めるべきであろう。

また解釈の際に注意を要する原則もある。その典型は第3原則の一部、

They usually receive limited compensation, if any on capital subscribed as a condition of membership. (協同組合への加入条件として出資金を出した場合であっても、それに対する補償[報

酬] は限定される)

である。

この文意は出資配当の制限と解釈することもできるが、通常 compensation はアメリカ式訳でないかぎり報償や報酬というニュアンスよりも権利への補償というニュアンスが強い。とすると、この部分は組合員の出資金に対する補償措置が制限されることもあり得ることを含意しているとの解釈も成り立つかもしれない。というのは、出資配当や利用高配当の場合、通常は compensation よりも privilege の方が協同組合用語として馴染みが深いように思うからである。

このような解釈が正しいとすれば、うがった見方も成り立とう。つまり、第3原則の一部は、協同組合の経営危機問題が起こった時に備えての、組合員の心構えを喚起する含意がある、と。この点に関しても、今後明らかにされることを望みたい。

最後に、第7原則についてである。第1から第6原則は、協同組合のいわば内部原則めといつてよい。しかし第7原則、

While focusing on member needs and wishes, co-operatives works for the sustainable development of their communities.

は、協同組合の活動を通じて、コミュニティにその成果を広めようとの意図が感じられる。いわば、この原則は外部とのつながりを持つ視点を協同組合が持つべきであることをうたったものであり、従来の原則にはなかった視点である。しかし留意も必要である。それは、英語の communities に当たる適切な言葉を日本語が持っていないことである。

communities には沢山の意味があり、しかも複数形である。community の無難な訳は「地域社会」であろうが、communities となった場合はそれだけでなく地理的概念を超えて、地域のなかでさまざまな存在する公的・私的な非営利組織を含め得るようと思われる。